

国保連合会だより



NO. 26-3
平成26年9月17日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5581
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>

◎国民健康保険被保険者証の県下一斉更新

- 1 平成26年10月1日から、国民健康保険の被保険者証が県下一斉に更新され、被保険者証の色が「うぐいす色」から「クリーム色」に変わります。

窓口におきまして、被保険者証の確認をお願いいたします。

- 2 被保険者証更新の右記「被保険者PRポスター」を8月下旬に送付させていただきました。

お手数ですが施設内に掲示をお願いいたします。



◎医療保険と介護保険の給付調整について

在宅療養を行っている患者に係る薬剤管理指導については、在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者が、要介護（支援）認定を受けた後も、介護報酬上の薬剤師による居宅療養管理指導費でなく、在宅患者訪問薬剤管理指導料を継続して算定する事例が見受けられます。

要介護（支援）認定者に対する診療報酬の算定は、介護保険から給付される部分に相当する療養については、医療保険からの給付は行わない旨が規定されておりますので、要介護（支援）認定者であるか否か、窓口で介護保険の被保険者証の確認をお願いします。

なお、厚生労働省から発出されています「医療保険と介護保険の給付調整」については、本会ホームページを参考にしてください。

◆静岡県国民健康保険団体連合会のホームページの御案内

静岡県国保連合会 → 介護保険 → 医療保険と介護保険の給付調整について

◎電子レセプト請求の返戻分を紙レセプトにて再請求する場合の取り扱い

電子レセプト請求の返戻分を紙レセプトにて再請求する場合において、総括表や請求書の提出もれが見受けられますので注意してください。

なお、紙レセプトによる再請求については、次のとおり提出をお願いします。

- 1 保険者ごと請求書を添付してください。(印もれに注意してください)
- 2 県内保険者、県外保険者別に総括表を作成してください。
- 3 再請求に際し、レセプトの次の項目を手書きで修正した場合は、OCRエリア欄を抹消するようお願いいたします。(下記OCR抹消方法参照)

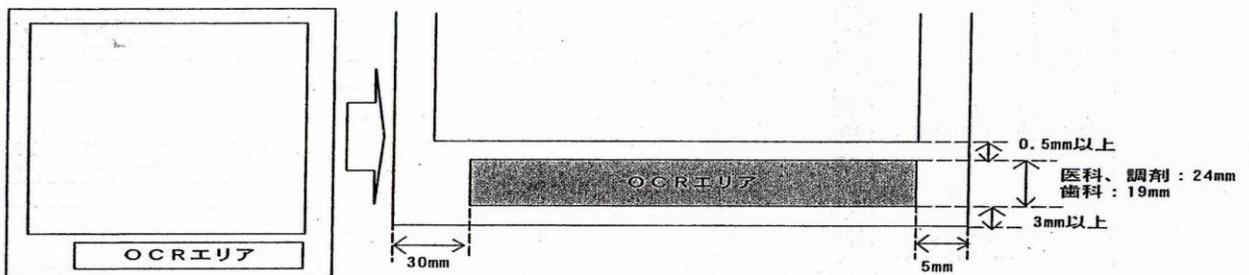
(項目) 診療年月、都道府県、保険者番号、医療機関コード、公費負担者番号、受給者番号
性別、元号、生年月日、記号番号、診療実日数、請求点数、一部負担金

※ 福祉医療費助成事業請求分(こども医療費等)や介護保険請求分を同封して提出していただいても構いませんが、それぞれの請求が明確にわかるようにしてください。

レセプトOCRエリアへの印字

<留意点>

- ・OCR-Bフォント(JIS X 9001)もしくは、それに近いフォントで印字する。
- ・記号番号(被保険者証番号)に数字以外の文字(漢字、カナ、記号等)がある場合、数字部分のみを右詰め左0埋めで印字する。



記号・番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9
記号・番号	熱 1 - 2 3 4 - 5 6
記号・番号	7 1 - 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

記号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

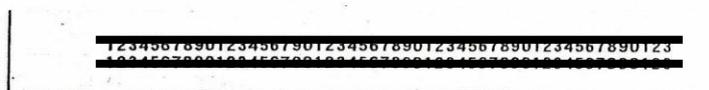
記号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
番号 0 0 0 0 1 2 3 4 5 6

記号 0 0 0 0 7 1 1 2 3 4
番号 0 0 0 0 5 6 7 8 9 0

「県下市町村は、番号欄に印字」

「全国壬未は、記号と番号を別ける」

OCR抹消方法



一行目、二行目全体に太めの線で
抹消線を引く

◎こども医療費助成制度

平成26年10月1日から御前崎市のこども医療費助成制度の助成内容が変更されます。

御前崎市 (83220822)

区 分	変 更 前	変 更 後
対象年齢	中学3年生まで	<u>高校生相当年齢まで</u> <u>(18歳に達する年度末まで)</u>
自己負担金	入院：なし ※入院時の食事療養費、ベッド代等の自己負担分は対象外 通院：500円/回 (月4回まで)	入院：なし ※入院時の食事療養費、ベッド代等の自己負担分は対象外 通院：500円/回 (月4回まで)
食事助成	入院時標準食事療養費助成なし	入院時標準食事療養費助成なし
所得制限	所得制限なし	所得制限なし

※本件に関するお問い合わせは、保険者支援室 (Tel 054-253-5595) までお願いいたします。

◎特別療養費の取扱い

特別療養費は、被保険者資格証明書を提示して受けた療養に係わる療養費です。

被保険者資格証明書の提示があった診療は、保険診療の扱いとなり診療(調剤)報酬点数表に基づいて費用を算定し、患者から一部負担金と保険者負担分を合わせた10割分を徴収し、支払いを受けた全額を明らかにした書類(領収書)を患者に交付します。

また、この特別療養費を行った場合には、当該療養を行った旨の診療(調剤)報酬明細書を本会へ提出するようお願いします。

なお、提出に関する詳細は、本会ホームページを御確認願います。